記

1　推薦資格　労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第３条に規定する労災保険に係る労働保険の保険関係の成立している事業の事業主の加入している事業主の団体であって、東京労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。

2　推薦手続　推薦に当たっては、別紙様式による推薦書の正本及び副本に候補者の履歴書２部を添えて提出すること。

3　推薦締切日　平成28年11月29日

4　推薦書及び添付書類提出先　東京労働局労働基準部労災補償課

様式

平成　　年　　月　　日

厚生労働大臣　殿

団体名及びその代表者名

印

参与候補者の推薦について

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者として、次の者を推薦します。

氏　名	年齢	所属団体名及びその地位	略歴	備　考

(注)1　所属団体名及びその地位の欄には、その所属する団体及びその地位が二つ以上ある場合は、その全部を列挙して記入する。

2　略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者の推薦について

今般、富山労働局の関係労働者を代表する者松本常世の辞任の申出に伴い、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第５条及び同法施行令（昭和31年政令第248号）第２条第１項の規定に基づき、補欠の関係労働者を代表する者を指名いたしたいので、資格がある労働者の団体は、下記により関係労働者を代表する者の候補者を推薦されたい。

平成 28 年 11 月 17 日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

記

1　推薦資格　労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第３条に規定する労災保険に係る労働保険の保険関係の成立している事業に使用される労働者の加入している労働者の団体であって、富山労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。

2　推薦手続　推薦に当たっては、別紙様式による推薦書の正本及び副本に候補者の履歴書２部を添えて提出すること。

3　推薦締切日　平成28年11月29日

4　推薦書及び添付書類提出先　富山労働局労働基準部労災補償課

様式

平成　　年　　月　　日

厚生労働大臣　殿

団体名及びその代表者名

印

参与候補者の推薦について

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者として、次の者を推薦します。

氏　名	年齢	所属団体名及びその地位	略歴	備　考

(注)1　所属団体名及びその地位の欄には、その所属する団体及びその地位が二つ以上ある場合は、その全部を列挙して記入する。

2　略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

最低賃金の改正決定に関する公示

福井労働局最低賃金公示第４号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、福井県百貨店，総合スーパー最低賃金（平成24年福井労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 28 年 11 月 17 日

福井労働局長　早木　武夫

第４号中「１時間791円」を「１時間799円」に改める。

附　則

この決定は、平成28年12月24日から効力を生ずる。

長野労働局最低賃金公示第４号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、長野県各種商品小売業最低賃金（平成20年長野労働局最低賃金公示第５号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 28 年 11 月 17 日

長野労働局長　岡崎　直人

第４号中「１時間786円」を「１時間800円」に改める。

附　則

この決定は、平成28年12月31日から効力を生ずる。

岐阜労働局最低賃金公示第４号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、岐阜県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年岐阜労働局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 28 年 11 月 17 日

岐阜労働局長　本間　之輝

第４号中「１時間815円」を「１時間829円」に改める。

附　則

この決定は、平成28年12月21日から効力を生ずる。

静岡労働局最低賃金公示第５号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、静岡県各種商品小売業最低賃金（平成20年静岡労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 28 年 11 月 17 日

静岡労働局長　野村　栄一

第４号中「１時間823円」を「１時間836円」に改める。

附　則

この決定は、平成28年12月29日から効力を生ずる。

鳥取労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、鳥取県各種商品小売業最低賃金（平成20年鳥取労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 28 年 11 月 17 日

鳥取労働局長　内田　敏之

第４号中「１時間710円」を「１時間718円」に改める。

国家試験

採用候補者名簿の有効期間の満了

人事院規則８－12（職員の任免）第14条第１項の規定に基づき、下記に掲げる採用試験の結果に基づいて作成されたすべての採用候補者名簿の有効期間は、平成28年11月16日をもって満了した。

平成 28 年 11 月 17 日

人事院人材局企画課長　岩崎　　敏
人事院北海道事務局第二課長　太田　和樹
人事院東北事務局第二課長　石坂　政雄
人事院関東事務局第二課長　山岡美智代
人事院中部事務局第二課長　永田　文恵
人事院近畿事務局第二課長　河田映一郎
人事院中国事務局第二課長　向野瀬　茂
人事院四国事務局第二課長　増田　義康
人事院九州事務局第二課長　橋本　　勉
人事院沖縄事務所調査課長　宮川　愼敏

記

平成27年度国家公務員採用一般職試験（高卒程度試験）

人事院規則８－12（職員の任免）第14条第１項の規定に基づき、下記に掲げる採用試験の結果に基づいて作成されたすべての採用候補者名簿の有効期間は、平成28年11月16日をもって満了した。

平成 28 年 11 月 17 日

人事院北海道事務局第二課長　太田　和樹
人事院東北事務局第二課長　石坂　政雄
人事院関東事務局第二課長　山岡美智代
人事院中部事務局第二課長　永田　文恵
人事院近畿事務局第二課長　河田映一郎
人事院中国事務局第二課長　向野瀬　茂
人事院四国事務局第二課長　増田　義康
人事院九州事務局第二課長　橋本　　勉
人事院沖縄事務所調査課長　宮川　愼敏

記

平成27年度税務職員採用試験